

令和5年度佐賀県公立学校 教員採用選考試験（秋選考） 実施要項

出願書類受付	9月26日（月）～10月21日（金）17時まで
選考試験	11月19日（土）～11月20日（日）
合格発表	12月9日（金）（予定）

佐賀県教育委員会

第1 目的

この選考試験は、令和5年度に佐賀県公立学校教員として採用する候補者を決定するために実施する。

第2 受験資格

次の1～3に該当する者

- 1 昭和38年4月2日以降に出生した者
- 2 小学校教諭の普通免許状の所有者又は令和5年3月末までに取得見込みの者
- 3 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者

第3 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
小学校教諭等	20名程度

- ※ 採用された校種以外にも配置・異動となる場合がある。
- ※ 日本国籍を有しない者を任用する場合は、期限を付さない常勤講師とする。

第4 試験概要

- 1 期 日 令和4年11月19日(土)、20日(日)
- 2 会 場 佐賀県立佐賀工業高等学校：佐賀市緑小路1番1号 (TEL：0952-24-4356)

3 試験の内容

一般・教職教養試験	教育原理、教育心理、教育法規、人権教育、ICT教育関係、時事、英語、佐賀県に関すること、高校卒業程度の一般常識に関すること
専門試験	国語、社会、数学、理科、英語(リスニングを含む)及び指導内容・方法等(全教科領域)
個人面接	試験時間は40分程度で行い、模擬授業(10分程度)を含む。 模擬授業のテーマを開始30分前に提示する。

- 4 集合時刻 8時40分 ※試験会場は7時45分に開場予定

5 日程

11月19日(土)

8:40 ～ 9:00	9:10 ～ 10:00	10:30 ～ 12:10	13:10～
諸注意・連絡	一般・教職 教養試験 (50分)	専門試験 (100分)	個人面接

11月20日(日)

8:40～
個人面接

- ※ 個人面接の日時、集合場所については、11月上旬に受験番号と併せて佐賀県教育委員会ホームページに掲載する。

第5 各試験の配点、選考基準等及び評価の観点

(1) 配点について

一般・教職 教養試験	専門試験	個人面接 (内 模擬授業)
50点	200点	200点 (30点)

(2) 選考基準について

- ア 選考は二段階で行う。一般・教職教養試験の得点が基準（全受験者の平均点等により定めたもの）を満たした者を一段階通過者とする。この一段階通過者と一般・教職教養試験免除者を選考の対象とする。
- イ 専門試験及び個人面接の得点が基準（受験者の平均点等により定めたもの）に満たない場合には、不合格とする。

(3) 評価の観点について

- ア 一般・教職教養試験は、教員として必要な教養知識が身についているかを評価する。
- イ 専門試験は、教員として必要な教科等の基礎知識、専門知識及び技能等が身についているかを評価する。
- ウ 個人面接は、誠実さ、使命感、社会性、コミュニケーション力、意欲・行動力、課題解決力等を総合的に評価する。模擬授業は、授業の構成、表現力、態度等を総合的に評価する。

第6 受験申込の手続き及び受付期間

1 受験申込の手続き

- ※ 受験申込は、原則、電子申請（佐賀県電子申請システム）でのみ受け付ける。
- ※ 電子申請を行うためには、以下の手順による「新規登録」と「ログイン」が必要。

○佐賀県ホームページ → お役立ちページ → 申請・届出 → 電子申請システムへ
または、右記のQRコードを読み取り、申請ページへアクセスする。

★ 利用者情報で「新規登録」

- ・利用者仮登録 → 利用者メールアドレスを入力 → 送信
- ・利用者本登録（24時間以内） → 利用者ID登録（必要情報を入力）

※ 利用者IDとパスワードは、以後の手続きでも必要なもので、必ず控えておくこと。

★ 利用者情報で「ログイン」し、受験申込を行う。

- ・本登録が完了したら、再度、「申請・届出」からログインし、電子申請を行うこと。
- ・受付期間内に申込が完了しなかった場合は、受験できない。
- ・受付期間中は24時間申込を受け付けるが、保守点検作業等のため電子申請システムを停止する場合があります。また、受付期間終了直前は、電子申請システムが込み合うことも考えられるため、余裕をもって申込をすること。

※ 佐賀県教育委員会ホームページにある電子申請マニュアルを参考に入力すること。

※ 特別な事情により、電子申請による申込ができない場合には、佐賀県教育庁教職員課小中学校人事担当又は県立学校人事担当（0952-25-7212）まで問い合わせること。

※ システムの操作で不明な点がある場合は、佐賀県電子県庁システムサービスデスクに問い合わせること。
（0952-24-2151：受付時間 平日8時から20時）

※ 申請内容について不明な点がある場合には、佐賀県教育庁教職員課小中学校人事担当又は県立学校人事担当に問い合わせること。（0952-25-7212：受付時間 平日8時から17時）

2 受付期間

令和4年9月26日（月）から10月21日（金）17時まで

第7 一般・教職教養試験の免除及び申請

次のいずれかに該当する者は、一般・教職教養試験を免除する。(1)～(6)の項目に重複して該当する者は、いずれか一つで免除申請を行うこと。

なお、免除を申請する者は、免除申請書等を提出する。詳しくは、「第10 提出書類」で確認すること。

- (1) 令和5年度佐賀県公立学校教員採用選考試験において、第一次試験に合格した者
- (2) 小学校教諭の専修免許状を有する者（令和5年3月末までに取得見込みの者も含む）
専修免許状の写し又は専修免許状取得見込証明書を提出すること。

- (3) 現に都道府県又は政令指定都市の公立学校で、正規の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職にある者
- (4) 都道府県・政令指定都市の公立学校の正規教員として3年以上（休職や育児休業等の期間を除く）の勤務経験を有する者
- (5) 以下のア及びイの両方の要件を満たす者
- ア 令和4年4月1日から令和4年10月21日の期間内において、本県の学校に教職員として臨時的に任用された実績のある者
- イ 過去5年間(平成29年度～令和3年度)において、本県の学校で教職員として通算24月以上の勤務経験を有する者
- ただし、非常勤講師又は非常勤職員としての勤務経験は、その在職期間に1/2を乗じて算出すること。
- ※ 本県の学校とは、佐賀県内にある県立学校、市町立学校、佐賀大学が設置する小・中・特別支援学校、私立中学校及び私立高等学校を指す。(専修学校、各種学校は含まない)
- ※ 教職員とは、常勤講師、非常勤講師、非常勤職員、臨時の事務職員、非常勤嘱託職員、支援員、会計年度任用職員など、学校に任用されているすべての者を指す。
- ※ 市町教育委員会、佐賀大学が設置する小・中・特別支援学校、私立中学校及び私立高等学校が任用した勤務経験を申請する者は、辞令書の写し又は所属長による在職証明書を提出すること。
- ※ 県・市町教育委員会、佐賀大学が設置する小・中・特別支援学校、私立中学校及び私立高等学校からの委託を受けた事業所が任用した勤務経験を申請する者は、辞令書等の写し及び委託契約が証明できる書類を提出すること。
- (6) 民間企業等(教職以外)において、一つの職場で正社員又は正規職員として令和4年3月31日までに3年以上の勤務経験がある者(休職期間等、勤務の実態がない期間は含まない)
- なお、試験合格者は、令和4年12月28日(水)までに在職証明書等を提出すること。在職の確認ができない場合は、採用候補者名簿から削除する。

第8 加点申請

1 特定資格等を有する者の加点申請

次に示す免許や資格を有する者には、選考に際して、20点を上限に加点を行う。ただし、英語力の申請については、いずれか一つとする。

加点項目	点数	提出書類
小学校教諭の専修免許状を有する者	10	免許状の写し又は免許状取得見込証明書
小学校教諭と中学校教諭の両方の免許状を有する者	10	
盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭又は特別支援学校教諭の免許状を有する者	10	
非常に高い英語力(下記のいずれか)を有する者 ・実用英語技能検定 1級合格 ・TOEIC 860点以上 ・TOEFL iBT 100点以上、CBT 250点以上又はPBT 600点以上	15	実施団体又は資格認定協会が発行する証明書等の写し
高い英語力(下記のいずれか)を有する者 ・実用英語技能検定 準1級合格 ・TOEIC 730点以上 ・TOEFL iBT 79点以上、CBT 213点以上又はPBT 550点以上	10	
英語力(下記のいずれか)を有する者 ・実用英語技能検定 2級合格 ・TOEIC 500点以上 ・TOEFL iBT 52点以上、CBT 150点以上又はPBT 470点以上	5	
公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者	10	
学校図書館司書教諭の資格を有する者	5	修了証書の写し
日本語教育能力検定試験に合格した者	5	合格証明書の写し
3か月以上の海外留学経験を有する者(ただし、教育委員会が適当と認めるものに限る)	10	在籍や派遣活動を証明する書類の写し
青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア又は在外教育施設現地採用職員として2年以上の経験を有する者	10	し

2 スポーツ分野の実績加点申請

選手又は指導者として、(1)の加点対象競技において、(2)、(3)に該当する実績を有する者には、選考に際して、加点を行う。ただし、(2)のア～ウの申請については、いずれか一つとする。

(1) 加点対象競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、卓球、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、弓道、ソフトテニス、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、剣道、ソフトボール、バドミントン、ライフル射撃、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン、銃剣道、クレール射撃、スキー、スケート、アイスホッケー
--

(2) 加点項目及び項目ごとの点数

	加点項目	点数	提出書類
ア	国際規模の競技会で日本代表として出場した者又は直接の指導者 (オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会等)	20	申請するレベルに応じ、実績を証明する書類(賞状・記録証の写し、主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し等)
イ	全国規模の競技会で4位以上の成績を収めた者又は直接の指導者	15	
ウ	全国規模の競技会で8位以上の成績を収めた者又は直接の指導者	10	

※ 全国規模の競技会とは、国民体育大会及び日本スポーツ協会又は日本オリンピック委員会の加盟団体が主催する全日本選手権大会等とする。

(3) 加点の対象は、平成29年4月1日～令和4年10月21日の期間の実績とする。

ただし、中学校・高等学校在学時の選手としての実績は除く。

3 その他

- (1) 上記1、2それぞれの加点申請に該当する場合には、併せて申請を行うことができる。
- (2) 希望する加点項目については、電子申請で該当する項目に☑を入れること。
- (3) 虚偽の内容を申請した者は、採用内定後であっても内定を取り消すことがある。

第9 大学院等進学希望者及び大学院等在籍者の特例申請

大学院等進学希望者又は大学院等在籍者で採用候補者名簿に登載された者が、教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等での修学を希望する場合、採用候補者名簿登載期間を延長して修学を保障する。採用候補者名簿登載期間を最大2年間延長し、大学院等の修了及び専修免許状の取得を条件に採用する。(大学院等には専修免許状を取得できる専攻科をもつ学部等が含まれる)

1 申請に必要な資格

(1) 大学院等進学希望者の場合

小学校教諭の専修免許状を取得できる大学院等を令和4年度中に受験する者

(2) 大学院等在籍者の場合

小学校教諭の専修免許状を取得見込みの者

2 申請手続き等

- (1) 受験申込時に電子申請「大学院特例申請」の項目で「希望する」を選択すること。
- (2) 試験合格後、希望者は、選考結果通知に同封の「名簿登載期間の延長願」を作成し提出すること。併せて、大学院等在籍者は、大学院等の「在籍証明書」を提出すること。大学院等進学希望者は、入学試験の結果発表後、速やかに合格通知書等の写しを提出すること。
- (3) 県教育委員会は、延長の可否について、申請者に通知する。

3 その他

- (1) 延長を許可された者は、大学院等の修学に専念して専修免許状を取得すること。
- (2) 申請した者が大学院等へ進学しなかったり、上記条件を満たすことができなかったりした場合には、採用内定後であっても内定を取り消すことがある。

第10 提出書類

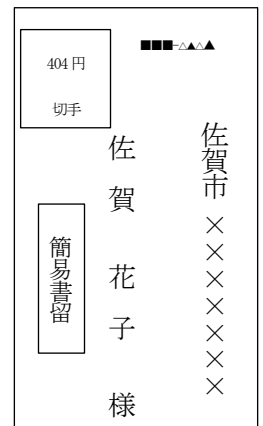
1 準備するもの（全受験者共通）

	提出書類	備考
ア	受験票	受験番号は、11月上旬に佐賀県教育委員会ホームページに掲載する。到達番号で確認し、受験票に記入すること。
イ	写真票	縦4.5cm、横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を貼付すること。台紙の厚さは問わない。
ウ	履歴書	履歴については、パソコン入力でも自筆でも可とする。ただし、受験申込者氏名は、プリントアウトした後、 自署 すること。
エ	自己PR	テーマに沿って、自己PRを記入する。記入については、パソコン入力でも自筆でも可とするが、1ページに収めること。
オ	教育職員免許状の写し又は大学等が発行する教育職員免許状取得見込証明書	免除申請や加点申請の必要書類として提出した者は、提出しなくてよい。
カ	試験結果通知用封筒	長形3号（縦23.5cm、横12cm）の封筒を準備すること。 封筒への記入内容は、下記の【記入例】を参照すること。 ・封筒に「住所」「氏名」「郵便番号」を記入すること。 ・封筒の表の左に「簡易書留」と記入し、 404円切手 を貼ること。
キ	講師登録申込書	講師登録を希望する者のみ提出すること。

- (1) ア～エ及びキについては佐賀県教育委員会ホームページから様式をダウンロード、必要事項を記入し、プリントアウトすること。
- (2) アの書類については試験当日に持参すること。
イ～キの書類については、**10月28日（金）までに**郵送または持参すること。

【郵送先】※簡易書留にて送付

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県教育庁教職員課人事担当 宛



【記入例】

2 免除申請・加点申請者が提出するもの

	提出書類	備考
ク	一般・教職教養試験免除申請書	一般・教職教養試験免除を申請する者は提出すること。 必要に応じて、免除となることが証明できる書類を添付すること。
ケ	加点項目を証明する書類	加点申請をする者は提出すること。

- (1) クについては佐賀県教育委員会ホームページから様式をダウンロード、必要事項を記入し、プリントアウトした後、**自署**すること。
- (2) 該当者は、**10月21日（金）までに**、必要書類を郵送または持参すること。

3 その他

- (1) 改姓等により、提出する書類（免許状や証明書等）の氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本等、氏名の変更が確認できる書類を併せて提出すること。
- (2) 書類を教職員課宛に郵送する際は、封筒裏面に到達番号を記入すること。

第11 選考結果の通知

- 1 選考の結果は、受験者全員に郵送により文書で通知するとともに、合格者の受験番号を佐賀県庁の掲示板に午前9時に掲示する。
＜発表予定＞ **12月9日（金）**
佐賀県ホームページ及び佐賀県教育委員会ホームページにおいても、合格者の受験番号を発表日の午前9時から一ヶ月間掲載する。ただし、必ず通知文書又は県庁の掲示板で確認すること。
[佐賀県ホームページアドレス] <https://www.pref.saga.lg.jp/>
[佐賀県教育委員会ホームページアドレス] <https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/>
- 2 不合格者に対しては、各試験の得点及び成績ランクを通知する。**通知を希望しない者**は、受験申込時に「成績開示希望」で「希望しない」を選択すること。

第12 合格発表から採用まで

- 1 合格者は、採用候補者名簿に登載する。同時に合格者には採用内定を通知する。なお、名簿登載の有効期間は、令和6年3月31日までとし、原則として令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に採用する。
（「第9 大学院等進学希望者及び大学院等在籍者の特例申請」において許可された者は除く）
- 2 名簿登載期間中に、以下の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除する。
 - (1) 提出書類等の記入事項に虚偽があることが明らかとなった場合
 - (2) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
 - (3) 令和5年3月31日までに小学校教諭の普通免許状を取得できなかった場合
 - (4) 教員としての適性を欠くことが明らかとなった場合

第13 その他

- 1 私立学校及び他県の公立学校に勤務している者で、本県の公立学校教員を希望する者は、佐賀県公立学校教員採用選考試験を受験すること。
- 2 受験の際の配慮希望等があれば、電子申請の「受験上の配慮」の欄に記入するとともに、佐賀県教育庁教職員課小中学校人事担当又は県立学校人事担当に連絡すること。
- 3 申込受付後は、いかなる理由があっても書類は返却しない。なお、申込時に申請・登録された情報は採用選考以外には利用しない。
- 4 携帯電話やタブレット等、メールやインターネット機能のある機器を試験会場の敷地内で使用しないこと。
- 5 試験当日は、試験会場への自動車の乗り入れを禁止する。試験会場前や周辺での自動車の乗り降りは交通混雑の原因となり他に多大な迷惑をかけることとなるので厳に慎むこと。また、近隣のスーパー等に駐車して迷惑をかけることがないようにすること。
- 6 試験当日は、各自上履きを持参すること。
- 7 試験会場となる学校の敷地内では喫煙しないこと。
- 8 試験会場近くには食堂等が少ないので、必要に応じて、各自昼食の準備をすること。
- 9 試験中のけが等について、会場では応急処置のみを行うので、各自万一の事態に備えるほか、必要に応じて、保険に加入するなどの準備を行うこと。

インフォメーション

★ 福利厚生

採用と同時に公立学校共済組合の組合員となります。また、教職員互助会にも入会できます。

- ・ 本人や扶養家族が病気や負傷した場合、安心して治療することができます。
- ・ 出産、病気等に伴う各種の給付金制度があります。
- ・ 病気休職・育児休業補償の制度があります。
- ・ 人間ドック等の検診事業の制度があります。
- ・ 必要な場合には、低利融資が受けられる各種の貸付金制度があります。
- ・ 全国各地に宿泊施設があり、安い料金で利用できます。

この他にも、数多くの制度等があります。

★ 勤務条件

給与制度（令和4年4月1日現在）

初任給は、234,000円（修士）、213,200円（大学卒）、187,824円（短大卒で小・中・義務教育学校に配属となった場合）です。この金額には教職調整額（本給の4%）が含まれます。昇給は、原則年1回です。

諸手当

期末・勤勉手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当、通勤手当、扶養手当、住居手当などがあります。

災害補償制度

地方公務員災害補償制度では地方公務員が公務上の災害または通勤途中における災害を受けその災害によって生じた負傷、疾病、障害又は死亡という身体上の損害（物的損害や精神的な障害を除く）を被災職員の過失の有無にかかわらず、使用者の責任において補償します。

※ 今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況及び自然災害等により、やむを得ず日程や実施方法等を変更する場合があります。

教員採用選考試験に関する連絡は、佐賀県教育委員会のホームページ上で行いますので、随時確認をお願いします。

[佐賀県教育委員会ホームページアドレス]



佐賀県教育庁教職員課 小中学校人事担当 又は 県立学校人事担当

住所 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話 0952-25-7212

※ 試験当日の急な連絡や問い合わせは、試験会場に行うこと。